

関係法令等（技能実習機構）

【外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律】

第三章 外国人技能実習機構

第一節 総則

（機構の目的）

第五十七条 外国人技能実習機構（以下「機構」という。）は、外国人の技能等の修得等に
関し、技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図り、もって人材育成を通じた開発
途上地域等への技能等の移転による国際協力を推進することを目的とする。

第五節 業務

（業務の範囲）

第八十七条 機構は、第五十七条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一 技能実習に関し行う次に掲げる業務

イ 第十二条第一項の規定により認定事務を行うこと。

ロ 第十四条第一項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又は
その職員をして、質問させ、若しくは検査させること。

ハ 第十八条第一項（第十九条第三項、第二十一条第二項、第二十七条第三項、第三十二
条第七項、第三十三条第二項、第三十四条第二項及び第四十二条第三項において準用する
場合を含む。）の規定により届出、報告書、監査報告書又は事業報告書を受理すること。

ニ 第二十四条第一項（第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を
含む。）の規定により事実関係の調査を行うこと。

ホ 第二十四条第三項（第三十一条第五項及び第三十二条第二項において準用する場合を
含む。）の規定により申請書を受理すること。

ヘ 第二十九条第四項（第三十一条第五項並びに第三十二条第二項及び第七項において準
用する場合を含む。）の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。

二 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために技能実習生からの相談に応 じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務（次号に掲げる業務に該当するものを 除く。）

三 技能実習を行うことが困難となった技能実習生であって引き続き技能実習を行うこと
を希望するものが技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必
要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者
に対する必要な指導及び助言を行う業務

四 技能実習に関し、調査及び研究を行う業務

五 その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する業務

- 六 前各号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含み、主務省令で定める業務を除く。)に係る手数料を徴収する業務
- 七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(業務の委託)

第八十八条 機構は、主務大臣の認可を受けて、前条の業務(同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。)の一部を委託することができる。

2 第八十一条及び第八十二条の規定は、前項の規定による委託を受けた者(その者が法人である場合にあっては、その役員)又はその職員その他の当該委託を受けた業務に従事する者について準用する。

【外国人技能実習機構定款】

第6章 業務及びその執行

(業務の範囲)

第29条 機構は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

(1) 技能実習に関し行う次に掲げる業務

- イ 法第12条第1項の規定により認定事務を行うこと。
- ロ 法第14条第1項の規定により報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を求め、又はその職員をして、質問させ、若しくは検査させること。
- ハ 法第18条第1項(法第19条第3項、法第21条第2項、法第27条第3項、法第32条第7項、法第33条第2項、法第34条第2項及び法第42条第3項において準用する場合を含む。)の規定により届出、報告書、監査報告書又は事業報告書を受理すること。
- ニ 法第24条第1項(法第31条第5項及び法第32条第2項において準用する場合を含む。)の規定により事実関係の調査を行うこと。
- ホ 法第24条第3項(法第31条第5項及び法第32条第2項において準用する場合を含む。)の規定により申請書を受理すること。
- ヘ 法第29条第4項(法第31条第5項並びに法第32条第2項及び第7項において準用する場合を含む。)の規定により許可証の交付又は再交付に係る事務を行うこと。

(2) 技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護を図るために技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行う業務(次号に掲げる業務に該当するものを除く。)

(3) 技能実習を行うことが困難となった技能実習生であって引き続き技能実習を行うことを希望するものが技能実習を行うことができるよう、技能実習生からの相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うとともに、実習実施者、監理団体その他関係者

に対する必要な指導及び助言を行う業務

(4) 技能実習に関し、調査及び研究を行う業務

(5) その他技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する業務

(6) 前各号に掲げる業務(これらに附帯する業務を含み、第1号ロ及びハの業務を除く。)

に係る手数料を徴収する業務

(7) 前各号に掲げる業務に附帯する業務(業務の委託)

第30条 機構は、法務大臣及び厚生労働大臣の認可を受けて、前条の業務(同条第1号に掲げる業務及びこれに附帯する業務を除く。)の一部を委託することができる。

関係法令等（就業トライアル）

【出入国管理及び難民認定法】

第三章 上陸の手続

第一節 上陸のための審査

（上陸の申請）

第六条

2 前項本文の外国人は、その者が上陸しようとする出入国港において、法務省令で定める手続により、入国審査官に対し上陸の申請をして、上陸のための審査を受けなければならぬ。

（入国審査官の審査）

第七条 入国審査官は、前条第二項の申請があつたときは、当該外国人が次の各号（第二十六条第一項の規定により再入国の許可を受けている者又は第六十一条の二の十五第一項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者については、第一号及び第四号）に掲げる上陸のための条件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

二 申請に係る本邦において行おうとする活動が虚偽のものでなく、別表第一の下欄に掲げる活動（二の表の高度専門職の項の下欄第二号に掲げる活動を除き、五の表の下欄に掲げる活動については、法務大臣があらかじめ告示をもつて定める活動に限る。）又は別表第二の下欄に掲げる身分若しくは地位（永住者の項の下欄に掲げる地位を除き、定住者の項の下欄に掲げる地位については、法務大臣があらかじめ告示をもつて定めるものに限る。）を有する者としての活動のいずれかに該当し、かつ、別表第一の二の表及び四の表の下欄に掲げる活動を行おうとする者については我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情を勘案して法務省令で定める基準に適合すること（別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行おうとする外国人については、一号特定技能外国人支援計画が第二条の五第六項及び第七項の規定に適合するものであることを含む。）。

別表第一

五

在留資格	本邦において行うことができる活動
特定活動	法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動

【留学生の就職支援に係る「特定活動」（本邦大学等卒業者）についてのガイドライン】

本邦の大学を卒業又は大学院を修了した者、本邦の短期大学（専門職大学の前期課程を含む。）若しくは高等専門学校を卒業（専門職大学の前期課程にあっては修了）し、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う審査に合格して、学士の学位を授与された者又は本邦の専修学校の専門課程の学科（専修学校の専門課程における外国人留学生キャリア形成促進プログラムの認定に関する規程（令和5年文部科学省告示第53号）第2条に定める文部科学大臣による認定を受けた専修学校専門課程の学科に限る。以下「認定専修学校専門課程」という。）を修了し、高度専門士の称号を得た者（これらの者を以下「本邦大学等卒業者」という。）について、日本語を用いた円滑な意思疎通を要する業務を含む幅広い業務に従事することを希望する場合は、これら留学生の就職支援を目的として、在留資格「特定活動」による入国・在留を認めることとしています。

8 その他

（3）在留期間について

在留期間は、5年、3年、1年、6月又は3月のいずれかの期間が決定されますが、原則として、「留学」の在留資格からの変更許可時及び初回の在留期間更新許可時に決定される在留期間は、「1年」となります。

【地方公共団体が実施する既卒留学生を対象とした就職支援事業の手引】

1 はじめに

（1）地方公共団体が行う就職支援事業に参加する既卒留学生に対する取扱いの概要

従前、本邦の大学等を卒業した留学生が卒業後就職活動（以下「継続就職活動」といいます。）を行う場合は、在留資格「特定活動」により卒業後最長1年間の滞在を認めていたところ、内閣府による国家戦略特別区域に係る提案募集プロセスにおける地方公共団体の要望等を踏まえ、継続就職活動大学生等（注）で、地方公共団体が実施する後記3の要件を満たす就職支援事業（以下「適合就職支援事業」といいます）の対象として、大学等卒業後2年目もインターンシップへの参加を含む就職活動を行おうとする場合は、更に最長1年間の滞在を可能とすることとし、「特定活動（6月）への在留資格変更（指定活動の変更）を許可の上、1回の在留期間更新を認めるものです。

（注）継続就職活動を目的とする「特定活動」で在留する、本邦の学校教育法上の大学（短期大学を含む。）又は高等専門学校を卒業した外国人及び大学院の課程を修了した外国人を「継続就職活動大学生」、専修学校専門課程において専門士の称号

を取得し、同課程を修了した外国人を「継続就職活動専門学校生」といい、あわせて「継続就職活動大学生等」といいます。

3 本件取扱いの要件

入国管理局が定める就職支援事業の要件及び当該要件への適合性を確認するに当たってのポイントは以下のとおりです。

- (1) 就職支援事業を実施しようとする地方公共団体が、事業の適切な実施のため、就職支援事業を適切に運営・監督するものであること。
- (2) 就職支援事業が実施される期間が6か月以上であること。
- (3) 地方公共団体が相談窓口を設置するなど各種相談体制を整備し、就職支援事業が実施される全期間にわたって、対象者を支援する措置が講じられていること。
- (4) 地方公共団体が適切な審査を通じて就職支援事業の対象者を選定するものであること。また、選定する数が地方公共団体が管理可能な数であること。
- (5) 地方公共団体が、インターンシップの受入れ企業に、専門的・技術的分野の外国人を採用する意思を有していることを確認していること。
- (6) インターンシップにおいて行おうとする活動が「技術・人文知識・国際業務」等の就労資格に該当すること。
- (7) 地方公共団体が対象者の就職活動状況を定期的に確認することとしていること。
- (8) 地方公共団体が、対象者が何らかの理由により就職支援事業への参加を継続することが困難になった場合に帰国が確保されるよう、適切な措置を講じていること。